

相模原市表彰条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年10月2日

相模原市長 本村賢太郎

相模原市条例第47号

相模原市表彰条例の一部を改正する条例

相模原市表彰条例(昭和35年相模原市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第2条中「特別表彰」の次に「、市民栄誉表彰」を加える。

第12条を第13条とする。

第11条中「第6条又は第7条」を「第7条又は第8条」に改め、同条を第12条とし、第10条を第11条とする。

第9条第1項中「(特別表彰を除く。)」を削り、同条第2項を削り、同条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

(市民栄誉表彰)

第6条 市民栄誉表彰は、市民又は本市に関係ある個人で、次の各号のいずれかに該当し、かつ、本市の魅力及び知名度の向上に大きく寄与し、その功績が極めて顕著であると認められるものに対して行う。

- (1) 世界的な競技会等において最も優秀な成績を収めた者
- (2) 世界の文化の向上及び発展に極めて大きな貢献をした者

附則第1項ただし書中「第6条第1項」を「第7条第1項」に改める。

附則第4項及び附則第6項中「第6条第1項第1号」を「第7条第1項第1号」に改める。

附則第7項中「第6条第1項第4号」を「第7条第1項第4号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。